締約国	批准書の寄託日	当該締約国についての発効日
アフガニスタン・イスラム共和国	平成二十五年三月二十五日	平成二十五年六月二十三日

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
クック諸島	平成十六年六月二十九日	平成十六年九月二十七日
ソマリア連邦共和国	平成二十二年七月二十六日	平成二十二年十月二十四日
ラオス人民民主共和国	平成二十二年九月二十一日	平成二十二年十二月二十日
イラク共和国	平成二十三年五月二日	平成二十三年七月三十一日
パラオ共和国	平成二十三年九月八日	平成二十三年十二月七日
スリナム共和国	平成二十三年九月二十日	平成二十三年十二月十九日
ジンバブエ共和国	平成二十四年三月一日	平成二十四年五月三十日
サントメ・プリンシペ民主共和国	平成二十五年十一月十二日	平成二十六年二月十日
ミャンマー連邦共和国	平成二十七年一月六日	平成二十七年四月六日
タジキスタン共和国	平成二十八年六月三十日	平成二十八年九月二十八日
シエラレオネ共和国	平成二十八年十一月一日	平成二十九年一月三十日
アンゴラ共和国	平成二十九年二月六日	平成二十九年五月七日

平成二十九年七月六日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○農林水産省告示第千百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年七月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岡山県真庭市福谷字竹ガサコ四一五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字竹ガサコ四一五（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年七月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岡山県新見市哲多町田淵字池成一一八〇の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年七月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岡山県新見市哲多町田淵字岩嘉二一九〇の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年七月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岡山県新見市神郷釜村字サカヘカ谷一一〇五、字竹ノ谷一〇九〇、字カシヤ原一一〇三の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年七月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岡山県新見市神郷油野字下樋谷四三七八の五、字大谷日向四三六七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年七月六日

農林水産大臣　山本　有二